破産管財人変更

平成２４年（フ）第４３６号
金沢市米泉町６丁目13番地・14番地
破産者　昭運株式会社
破産管財人　敦賀　彰一が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　安藤　俊文
平成25年４月１日　　金沢地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４３７１号
大阪市中央区淡路町３丁目５番13号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市高井田本通２丁目８番２号
破産者　株式会社ジョイテック
１　期日　平成25年５月７日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６６３号
福岡県筑紫郡那珂川町後野４丁目13番５号
破産者　山田　勝三
異議申述期間　平成25年６月３日まで
平成25年４月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０６号
福岡県大野城市川久保２丁目７番１号香楽ビル201号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東月隈５丁目９番９号
破産者　大島　清廣
異議申述期間　平成25年６月３日まで
平成25年４月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１８号
福岡県筑紫郡那珂川町松木３丁目162番地２
破産者　株式会社アベニュー
異議申述期間　平成25年６月５日まで
平成25年４月５日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３３号
神奈川県小田原市国府津2035番地、前住所神奈川県中郡大磯町大磯1114番地
破産者　星野　輝夫
免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
平成25年４月５日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６９２１号
大阪府高槻市緑が丘２丁目21番９号
破産者　三木　範夫
免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２４年（ラ）第３８３号（原審福岡地方裁判所久留米支部平成２４年（フ）第２３号）
福岡県三井郡大刀洗町大字山隈1757番地16
クレディ・ボワＢ―102
抗告人（破産者）　石丸　美賀
１　決定年月日　平成25年３月28日
２　主文　原決定を取り消す。
本件免責を許可する。
福岡高等裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２０７２号
東京都荒川区東尾久５丁目42番11号
清算株式会社　柳沢工業株式会社
１　決定年月日　平成25年４月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
宮崎県都城市山田町山田3983番地69
再生債務者　株式会社亀元コンクリート
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　宮崎県都城市栄町19号12番谷口ビル２階　弁護士法人谷口法律事務所　弁護士　谷口　　悟
平成25年４月３日　宮崎地方裁判所都城支部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号
千葉県松戸市常盤平６丁目１番地８
再生債務者　医療法人社団ときわ会
１　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月31日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年７月26日から平成25年８月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
福岡県久留米市野伏間１丁目９番３号
再生債務者　医療法人木下会
１　期日　平成25年５月27日午後１時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成25年４月４日
福岡地方裁判所久留米支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第１５号
佐賀県神埼市神埼町尾崎3617番地１
再生債務者　肥前観光開発株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　金１億8100万円
２　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定の確定の日
３　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数54万株全部
４　再生債務者が３の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日
５　募集株式の数　100株
６　募集株式の払込金額　１株につき１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定の確定の日から３か月以内
８　増加する資本金の額　100万円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第２号
埼玉県川越市南大塚２丁目５番地１
再生債務者　株式会社はつかり麺
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画が遂行された。
平成25年４月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２０年（再）第６号
大津市本堅田６丁目24番16号
再生債務者　株式会社大津衛生社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年４月４日　　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町199番地２
再生債務者　木村　　剛
１　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町199番地２
再生債務者　木村　真美
１　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部